

狹山市道路施設等包括的民間管理委託

モニタリング手順書

令和 6 年 8 月

狹山市都市建設部道路維持課

目次

第1章	モニタリングと改善要求措置の基本的な考え方	1
1	モニタリングについて	1
2	改善要求措置について	2
第2章	モニタリング及び改善要求措置の手順	3
1	モニタリングの手順	3
2	改善勧告及び減額措置等	5
3	債務不履行発生後の対処方法	7
第3章	契約の終了	8
1	債務不履行による契約の終了	8
2	債務不履行による契約の終了の公表	8
【参考資料】	モニタリング評価の流れ	9

第1章 モニタリングと改善要求措置の基本的な考え方

1 モニタリングについて

(1) 基本的な考え方

本業務の受注者は、市から道路施設等の管理を包括的に委ねられた業務の主体となるため、道路施設等が機能不全や利用者に支障をきたすような状態が生じないように、適切に業務を行わなければならない。そのためには、安定的かつ効果的に委託業務を遂行することが可能な状態を維持し、適切なリスク対策を講じることが求められる。

市は、受注者の適切かつ確実な業務の実施を確保するための措置として、本書に基づき各業務の業績のモニタリングを行い、要求水準が達成されているかどうかを確認し、「要求水準を達成しないおそれがある」または「達成しない」と判断した場合は、受注者に対する改善要求措置の勧告を行い、改善されない場合は、委託料の支払いの減額、契約解除を行うことができる。

(2) モニタリングの内容

モニタリングは、「受注者自らが実施するモニタリング」と「市が実施するモニタリング」により構成する。

ア 受注者自らが実施するモニタリング

受注者は、本書をもとに、モニタリング実施計画書を作成し、各業務項目が要求水準と同等以上に適正に履行されているかを確認する。なお、モニタリング実施計画書に記載する主な内容は以下のとおりとする。

【モニタリング実施計画書の記載内容】

- 1) 受注者自らが実施するモニタリングに関する全体方針、実施体制、体制図
- 2) 要求水準の達成の確認に関する実施方法（確認対象、確認方法、確認時期）
- 3) 業務計画の進捗管理方法（確認対象、確認方法、確認時期）
- 4) 要求水準未達時の是正措置の実施内容、是正措置状況の確認方法
- 5) 業務計画の進捗遅延時の対応方法、進捗遅延に対する予防策

イ 市が実施するモニタリング

市は、受注者から提出された業務計画書や定期報告書により月に1回定期モニタリングを行うほか、適宜モニタリングを実施し、各業務の要求水準の達成状況、業務計画の進捗状況、受注者自らが実施するモニタリングの実施状況等について確認する。また、必要に応じて追加の書類を求めるほか、各業務の実施状況を現地において確認する。

※参照：【参考資料】モニタリング評価の流れ

(3) モニタリングの対象

モニタリングの対象は、要求水準書に記載される全業務を対象とする。

(4) 費用の負担

受注者は、自らが実施するモニタリング及び関係資料の作成に係る費用について負担する。なお、市は、市が実施するモニタリングに係る費用を負担する。

2 改善要求措置について

市がモニタリングを行った結果、「受注者の責めによる事由で業績が要求水準に達成しない」または「受注者の責めによる事由で業績が要求水準に達成しないおそれがある」と市が判断した場合、債務不履行として、受注者に改善勧告、支払いの減額等の改善要求措置、契約解除措置を行う。

なお、要求水準を達成するために必要な一切の費用は、受注者が負担する。

第2章 モニタリング及び改善要求措置の手順

1 モニタリングの手順

(1) モニタリング方法

ア 書類による確認

市は、定期的または適宜、書類の確認により業績をモニタリングする。確認時期及び確認書類は、次のとおりとする。

- 1) 業務開始前：モニタリング実施計画書、業務計画書
- 2) 業務実施期間中：定期報告書、完了報告書等
- 3) 業務期間の年度末：委託業務完了報告書等

イ 実地による確認

市は、必要と認める場合は、各業務の実施状況を現地において確認する。

ウ 苦情等による確認

市は、市民及び利用者等（以下「利用者等」という。）から苦情等があった場合は、「ア 書類による確認」及び「イ 実地による確認」を行う。

エ デジタル技術を用いた確認

市は、巡回業務及び補修・修繕業務の進捗状況や完了報告について、デジタル技術を用い、リアルタイムで確認する。

(2) モニタリング項目等

モニタリング項目及び判断基準は、原則として要求水準に基づくものとする。

また、債務不履行の結果について、インフラ施設の機能が停止する状態を「重大な不履行」とし、インフラ施設の機能が低下する状態を「重大な不履行に該当しない不履行」とする2つの事象に分類し、改善要求措置を行う。なお、不履行の具体例は、次の「表1 不履行の具体例」に示す。

ア 重大な不履行

「重大な不履行」は、利用者等がインフラ施設を利用する上で明らかに重大な支障があり、機能の停止が認められる事象をいう。

イ 重大な不履行に該当しない不履行

「重大な不履行に該当しない不履行」は、利用者等がインフラ施設を利用する上で明らかな支障があり、機能の低下が認められる事象をいう。

表1 不履行の具体例

項 目		重大な不履行	重大な不履行に該当しない不履行
共通	コンプライアンス	・業務放棄 ・虚偽報告 ・事象の隠蔽 ・報告放棄 ・法令違反による業務停止 ・資格者以外の法定業務実施 ・各種報告の遅延や内容不足（不備）、連絡の遅延の状況が改善計画書提出後以降も続く場合 ・合理的な理由なく市の指示に従わない場合	・業務の一部未実施 ・報告や連絡の遅延、報告の内容不足（不備）が認められる場合 ・改善計画書で債務不履行の改善が期待できる内容である場合

項 目		重大な不履行	重大な不履行に該当しない 不履行
統括マネジメント業務	業務遂行 状況	- 各種書類の未提出、定例会議の未開催、受注者によるモニタリングの未実施の場合 - 改善計画書の未提出の場合 - 引継ぎの未実施の場合	- 合理的な理由なく、各種書類の提出、定例会議の開催、改善計画書の提出を遅延した場合 - 引継ぎ業務を遅延した場合
巡回業務	業務遂行 状況	定期巡回の未実施、緊急巡回の一部または全部未実施	合理的な理由なく定期巡回の一部未実施の場合
清掃業務	業務遂行 状況	業務の未実施	合理的な理由なく業務実施が遅延した場合
	施設の 性能	- 施設の使用不可能な状態を合理的な理由なく放置した場合（通行遮断等） - 耐久性が著しく劣る措置を実施し、通行が遮断される場合	- 合理的な理由なく施設の一部使用不可な状態を放置した場合（通行困難等） - 耐久性が著しく劣る措置を一部実施し、通行が困難になった場合
街路樹等管理 業務 補修業務 修繕業務	安全性	- 死亡や重軽傷者が発生する重大な事故、安全が損なわれ復旧までに非常に時間を要する重大な物損事故、または、それらを誘発する状態を放置している場合 - 重篤な疾病人（重症）が発生した場合 - 安全性が懸念される状態において、安全対策を怠り、または、合理的な理由もなく放置した場合	- 軽微な物損等の事故が発生した場合 - 疾病人（軽症）が発生した場合 - 合理的な理由なく安全対策は行ったものの市に連絡をせず、放置した場合
事故対応業務	業務遂行 状況	- 事故対応の未実施 - 報告や連絡の不備による人身事故（死亡、重軽傷者等）、重症者、物損等が発生した場合	- 合理的な理由がなく、期限内に報告がない場合 - 報告や連絡の不備による軽微な物損等の事故が発生した場合
降雨・降雪対 応業務	業務遂行 状況	合理的な理由がなく業務放棄をした場合	合理的な理由がなく業務実施を遅延した場合
	安全性	- 人身事故（死亡、重軽傷者）、重大な物損等の事故が発生した場合 - 重症者等が発生した場合	- 報告や連絡の不備により軽微な物損等の事故が発生した場合 - 軽症者等が発生した場合
資材購入・保 管管理 業務 車両・重機運 用・管理業務	業務遂行 状況	不適切な管理状況を合理的な理由なく放置し、周囲に損害が発生した場合	不適切な管理状況を合理的な理由なく放置した場合
	安全性	- 人身事故（死亡、重軽傷者）、重大な物損等の事故が発生した場合 - 重症者等が発生した場合	- 報告や連絡の不備により軽微な物損等の事故が発生した場合 - 軽症者等の発生した場合

項 目		重大な不履行	重大な不履行に該当しない不履行
苦情・要望 受付業務	業務遂行 状況	・通報や要望相談の受付を放棄または受付を拒否した場合 ・報告や連絡の不備または未実施、受付の放棄や受付の拒否により人身事故（死亡、重傷者）、重大な物損等の事故が発生した場合	・合理的な理由なく受付業務の開始の遅延または早期終了した場合 ・受付業務の開始の遅延または早期終了や報告、連絡の不備による軽微な物損等の事故が発生した場合

2 改善勧告及び減額措置等

（１）改善勧告等

ア 改善勧告

モニタリングにより債務不履行を確認した場合、市は受注者に対し直ちに改善勧告を行う。

イ 改善計画書の作成・確認

受注者は、改善勧告に基づき、直ちに債務不履行の状態の改善を目的とする改善計画書を作成し、市に提出しなければならない。

市は、改善計画書について、債務不履行の状態の改善が期待できる内容であることを確認し、受注者に対して確認結果を通知する。市は、改善計画書について、債務不履行の状態の改善が期待できる内容として認められない場合は、受注者に対して改善計画の再提出を求める。

なお、受注者から直ちに改善計画書が提出されない場合は、再度改善勧告を行う。

ウ 改善の実施、改善状況の確認及び再改善勧告

受注者は、確認結果の通知を受けた後、改善計画書に基づき直ちに改善を実施し、その結果を市に報告する。市は、受注者の報告に基づき、改善状況を確認し、改善が認められる場合は、業務を継続する。

改善計画書に定めた期限までに改善を確認できない場合は、市は再改善勧告を行う。

受注者は、再改善勧告に関する再改善計画書を作成、市に提出し確認結果の通知を受けた後、再改善計画書に基づき直ちに改善を実施し、その結果を市に報告しなければならない。

（２）減額措置

市は、債務不履行があった場合に、委託料の支払額から、減額措置を講じる。

ア 重大な不履行

重大な不履行があった場合、改善勧告の手続きを行った時点で、債務不履行を確認した日の属する年度末の支払額から、減額を行うことを決定する。重大な不履行が発生した場合には、罰則点を３０点付与する。ただし、同じ場所及び事象による罰則点は最大３０点とする。なお、罰則点の累積は、当該年度内とし、翌年度には継続しないものとする。

イ 重大な不履行に該当しない不履行

重大な不履行に該当しない不履行があった場合、改善勧告の手続きを行った時点で罰則点を1回につき1点付与する。付与した罰則点は、当該年度3月末に集計し、表3のとおり減額割合で、改善勧告の手続きを行った年度末の支払額に反映する。なお、罰則点の累積は、当該年度内とし、翌年度には継続しないものとする。

表 2 減額割合

加算した罰則点	減額割合
29点以下	0%
30点以上39点以下	0.3～0.39%減額（罰則点×0.01%で算定）
40点以上49点以下	0.8～0.98%減額（罰則点×0.02%で算定）
50点以上59点以下	1.5～1.77%減額（罰則点×0.03%で算定）
60点以上	2.4%以上減額（罰則点×0.04%で算定）

(3) 業務担当者又は業務実施企業の変更

市は、受注者との協議により、次の場合に「業務担当者の変更」または「業務実施企業の変更」を求めることができるものとする。

ア 改善計画書が、受注者から提出されない場合

イ 同じ場所及び事象による改善の実施が3回続いても、改善が確認できない場合

(4) 契約解除

上記の手続きを繰り返しても債務不履行の改善が明らかに困難と認められる場合、市は契約解除を行うことができるものとする。

(5) 損害賠償

市は、減額の手続きとは別に、債務不履行に伴う損害賠償を受注者に請求することができるものとする。

3 債務不履行発生後の対処方法

(1) 基本的な考え方

受注者は、市から債務不履行による改善の勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を市に提出し、確認・承認を得た上で債務不履行状態の改善行為の実施にあたるものとする。その場合、受注者は自らの責任において適切な処置をとるものとし、その後早急に市に報告する。

(2) 改善計画書

ア 改善計画書の記載内容

- 1) 債務不履行の内容
- 2) 債務不履行の場所
- 3) 債務不履行の原因
- 4) 債務不履行による影響・被害
- 5) 該当する部分の業務
- 6) 改善の方法
- 7) 改善の期限
- 8) 改善の責任者
- 9) 再発防止策

イ 再提出

市は、改善計画書の記載内容について、受注者が改善を行うにあたり不十分または不適切であると判断した場合、また、改善行為を実施しても改善されない場合は、受注者に対して改善計画書の変更及び再提出を求めることができる。

市は、受注者に変更及び再提出を求める場合、変更が必要と判断した理由を提示する。受注者は、再提出の際に、市が提示した理由に対する対処策を付記し、改めて改善計画書を作成して提出する。

ウ 同じ場所及び事象による改善勧告の場合の改善計画書の記載内容

- 1) 債務不履行の内容
- 2) 債務不履行の場所
- 3) 債務不履行の原因
- 4) 債務不履行による影響・被害
- 5) 業務不履行の未改善・未復旧の原因
- 6) 該当する部分の業務
- 7) 改善の方法
- 8) 改善の期限
- 9) 改善の責任者
- 10) 再発防止策

第3章 契約の終了

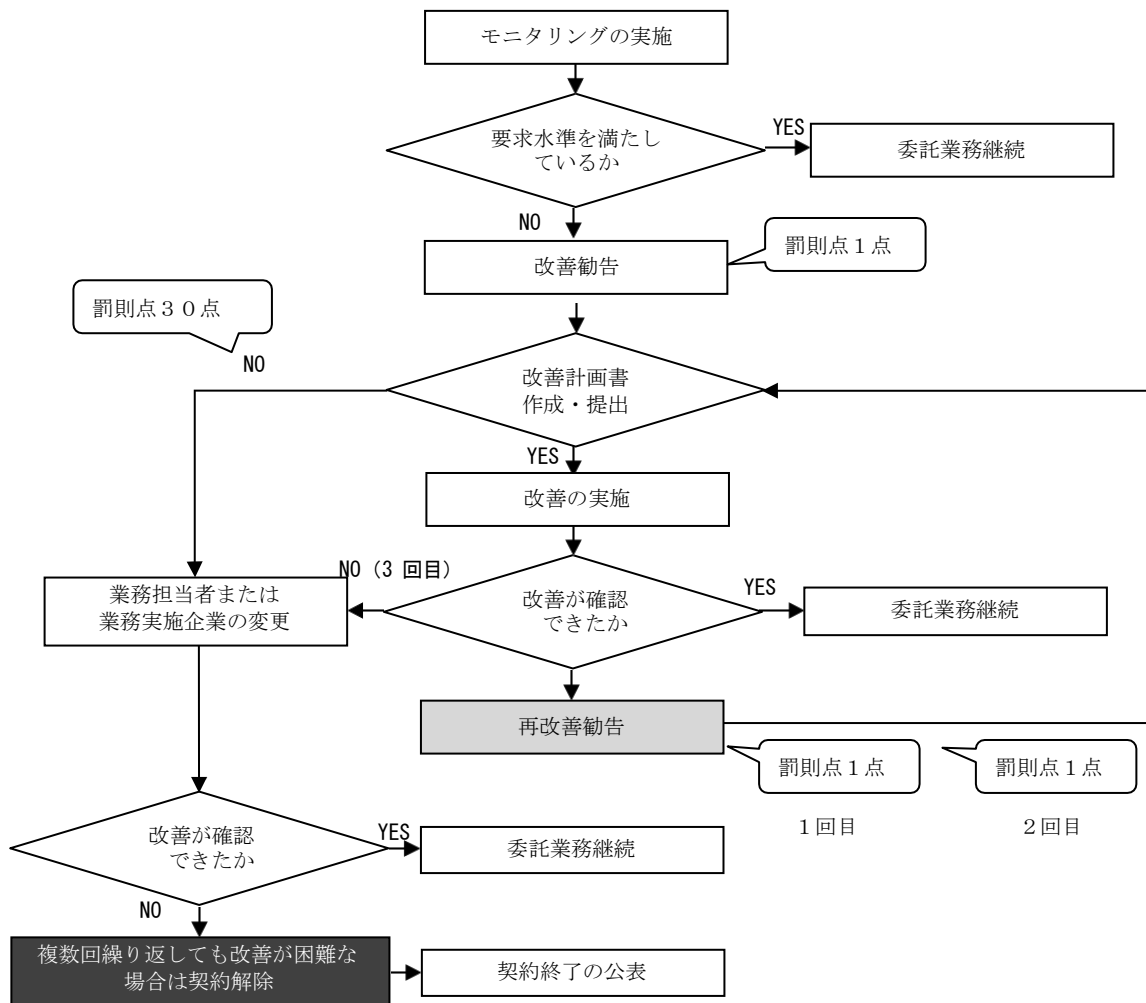
1 債務不履行による契約の終了

市は、契約の一部解除により、委託業務全体の継続的履行が明らかに不可能であると判断した場合には、受注者の不履行等を理由に、契約書等の定めるところに従い契約を終了することができる。

2 債務不履行による契約の終了の公表

市は、受注者の不履行等を理由に、契約を終了したことを公表することができる。

【参考資料】モニタリング評価の流れ



※同じ場所及び事象による罰則点は最大30点とする。

図1 モニタリング評価の流れ